

改正

平成23年3月30日告示第69号

平成24年3月29日告示第55号

平成27年3月31日告示第73号

令和4年3月31日告示第66号

令和5年3月2日告示第46号

桜井市既存木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桜井市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を促進し、もって災害に強い、安全・安心なまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修を行う所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。

2 この要綱において「耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき建築物の地震に対する安全性を評価する、木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会制定）に規定する一般診断法、精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）その他市長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。

3 この要綱において「耐震改修工事」とは、耐震診断の結果により、倒壊の危険があると判断された既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事をいう。

4 この要綱において「耐震改修技術者」とは、次に掲げる技術者（その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の建設業者を含む。）をいう。

- (1) 建築士法第2条第1項の一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法講習会の受講終了者
- (2) 奈良県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成17年11月4日施行）第2条第2号の診断員その他これに準ずる奈良県以外の都道府県知事等がそれぞれ定めるところにより登録等された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、前2号の者と同等以上の技術を有すると市長が認めた者

（補助対象区域）

第3条 補助の対象となる区域は、市内全域とする。

（補助対象住宅）

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、昭和56年5月31日以前に着工した地階を除く階数が2以下の既存木造住宅で、耐震診断を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱の規定に基づき補助金を交付された住宅については、補助の対象としない。

（補助対象者）

第5条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 耐震改修工事を行う補助対象住宅の所有者等
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者

（補助対象工事）

第6条 補助の対象となる耐震改修工事は、次に掲げる改修工事とする。

- (1) 耐震改修工事前の構造評点が1.0未満のものを、耐震改修工事後の全ての階の構造評点を1.0以上の数値とする改修工事（以下「安全型改修工事」という。）
- (2) 耐震改修工事前の1階の構造評点が1.0未満のものを、耐震改修工事後の1階の構

造評点を1.0以上の数値とする改修工事

(3) 耐震改修工事前の構造評点が0.7未満のものを、耐震改修工事後の全ての階の構造評点を0.7以上の数値とする改修工事

(4) 耐震改修工事前の1階の構造評点が0.7未満のものを、耐震改修工事後の1階の構造評点を0.7以上の数値とする改修工事

(補助対象工事費及び補助金の額)

第7条 補助対象工事費は、補助対象住宅の耐震改修工事のみに要した費用（一般管理費、現場管理費及び共通仮設費を含む。）とし、補助対象工事費が500,000円以上である場合に限り、補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象住宅1棟当たり、500,000円又は補助対象工事費に5分の4を乗じて得た額のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に、既存木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、工事契約の締結前に市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に係る耐震改修工事内訳書

(2) 補助対象住宅の付近見取図及び写真（外観が分かるものを2枚以上とする。）

(3) 現状配置図及び平面図

(4) 補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書面

(5) 補助対象住宅の所有者等が確認できる書類

(6) 耐震改修前の耐震診断報告書の写し

(7) 耐震改修計画書

ア 耐震補強設計図書

イ 耐震改修工事工程表

ウ 耐震改修技術者による設計内容確認書（第2号様式）

改修前の構造評点から改修後の構造評点を確認できる書類

(8) 耐震改修技術者であることを証する書類

(9) 工事監理者選任報告書（第3号様式）

(10) 市税等納付状況及び暴力団員等該当状況の確認承諾書（第4号様式）

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第9条 市長は前条の規定により申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、既存木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において市長は、助成の目的を達成させるために必要な条件を付することができる。

2 市長は、審査の結果、申請を不相当と認めこれを却下するときは、既存木造住宅耐震改修事業補助金不交付決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、工事を着手した際、直ちに既存木造住宅耐震改修事業着手届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(工事の変更等)

第11条 交付決定者は、第8条に規定する補助金交付申請の内容を変更しようとするときは速やかに市長と変更協議をしなければならない。

2 前項の変更協議において、補助金の額に変更が生じる場合は、既存木造住宅耐震改修事業補助金交付変更申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による変更申請を受理したときは、変更申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、既存木造住宅耐震改修事業補助金変更交付決定通知書(第9号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(中間工程の報告)

第12条 交付決定者は、耐震改修工事を施行している間に、既存木造住宅耐震改修事業中間工程報告書(第10号様式)に耐震改修技術者による中間工程確認書(第11号様式)及び工事写真その他市長が必要と認める書面を添付し、市長へ提出しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じて現場で検査を行うことができる。

2 既存木造住宅耐震改修事業中間工程報告書の提出時期は、市長と交付決定者で協議して決定するものとする。

(工事完了報告)

第13条 交付決定者は、耐震改修工事完了後早急に、既存木造住宅耐震改修事業完了報告書(第12号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場

合において、市長は、必要に応じて現場で検査を行うことができる。

- (1) 耐震改修技術者による完了検査確認書（第13号様式）
- (2) 工事竣工図面
- (3) 耐震改修工事の工事写真
- (4) 耐震改修工事契約書の写し
- (5) 耐震改修工事精算書（最終の耐震改修工事内訳書をいう。）
- (6) 耐震改修工事に要した支払い領収書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、既存木造住宅耐震改修事業完了報告書を受理したときは、報告書の内容を精査するものとする。

2 市長は、耐震改修工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、既存木造住宅耐震改修事業補助金交付額確定通知書（第14号様式）を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 交付決定者は、既存木造住宅耐震改修事業補助金交付額確定通知書を受理したときは、既存木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書（第15号様式）を市長に提出し、補助金の支払いを請求するものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、既存木造住宅耐震改修事業補助金交付決定取消し通知書（第16号様式）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不当な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は市長が付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、交付決定者に補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、交付決定者に対して補助金返還命令書（第17号様式）により、当該補助金の返還を求めるものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日告示第69号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第8条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月29日告示第55号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条及び第8条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日告示第73号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第66号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の第1条から第82条までの規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年3月2日告示第46号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者 住所
氏名 ⑩
署名の場合は、押印不要です。
法人の場合は、記名押印してください。
電話番号

既存木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書

年度既存木造住宅耐震改修事業補助金の交付を受けたいので桜井市既存木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

住宅の概要	住宅の所在地						
	所有者等氏名						
	住宅の用途・規模	用途	一戸・長屋・共同	階数	地上階		
		建築面積	m ² 床面積		m ²		
	構造等	構造					
	確認等の履歴	確認済証	有・無	確認番号		年月日	年月日
		検査済証	有・無	検済番号		年月日	年月日
耐震診断評点	階	X:	Y:	階	X:	Y:	
改修後予定評点	階	X:	Y:	階	X:	Y:	
改修工事予定金額	円						
工事着手予定日	年	月	日	工事完了予定日	年	月	日

【添付書類】

- ① 耐震改修工事内訳書
- ② 所在地の付近見取り図、住宅の現状写真
- ③ 現状配置図、現状平面図
- ④ 住宅の建設年月日が分かる書類
- ⑤ 所有者等が確認できる書類
- ⑥ 耐震改修前の耐震診断報告書の写し
- ⑦ 耐震改修計画書(耐震補強設計図書、耐震改修技術者の設計内容確認書(第2号様式)、工程表)
- ⑧ 耐震改修技術者を証する書類
- ⑨ 工事監理者選任報告書(第3号様式)
- ⑩ 市税等納付状況及び暴力団員等該当状況の確認承諾書(第4号様式)
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

設 計 内 容 確 認 書

申請住宅に対する耐震改修設計内容について、現状の構造評点 未満が、改修工事の実施により 以上となる内容であることを下記のとおり確認しました。

設計者

建 築 士 氏名

住所

一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

登録番号

建築士事務所 名称

所在地

一級建築士事務所、二級建築士事務所

又は木造建築士事務所の別

登録年月日及び登録番号

住宅の所在地

記

		X方向	Y方向	総合評点
改修前の構造評点	1F	.	.	
	2F	.	.	.
改修後の構造評点	1F	.	.	
	2F	.	.	.

年 月 日

（宛先）桜井市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号
申請住宅の所在地

工 事 監 理 者 選 任 報 告 書

申請住宅に対する耐震改修工事について、下記の者を工事監理者として選任しましたので報告します。

記

建築士	氏名
	住所
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
	登録番号
建築士事務所	名称
	所在地
	一級建築士事務所、二級建築士事務所 又は木造建築士事務所の別
	登録年月日及び登録番号

年 月 日

（宛先）桜井市長

住所
氏名
生年月日

市税等納付状況及び暴力団員等該当状況の確認承諾書

私は、桜井市既存木造住宅耐震改修事業の申請についての審査に伴い、桜井市既存木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第5条に規定する下記の市税等の納付状況及び暴力団員等の該当状況を確認することを承諾します。

記

1. 市税等
2. 固定資産税
3. 軽自動車税
4. 国民健康保険税

第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

桜井市長



既存木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった既存木造住宅耐震改修事業補助金の交付について決定したので通知します。

住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 用 途	
住 宅 の 規 模	地上 階 床面積 m ²
補 助 金 交 付 額	円

交付条件

- ・この補助金事業を変更、中止しようとするときは市長に届けること。
- ・工事を着手したときは、直ちに既存木造住宅耐震改修事業着手届を市長に届けること。

第 号
年 月 日

（住 所）
（氏 名） 様

桜井市長



既存木造住宅耐震改修事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった既存木造住宅耐震改修事業補助金の交付については、不交付と決定したので通知します。

住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 用 途	
住 宅 の 規 模	地上 階 床面積 m ²
不 交 付 の 理 由	

年 月 日

（宛先）桜井市長

交付決定者 住所
氏名
電話番号

既存木造住宅耐震改修事業着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修事業を着手しましたので、桜井市既存木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり届け出ます。

住宅の所在地		
住宅の用途		
着手日	年	月 日
完了予定日	年	月 日
耐震改修 工事施工者	住所	
	会社等名称	
	電話番号	

年 月 日

（宛先）桜井市長

住所
交付決定者 氏名 ⑩
署名の場合は、押印不要です。
法人の場合は、記名押印してください。
電話番号

既存木造住宅耐震改修事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第号で交付決定を受けた事業について申請内容を変更しますので、桜井市既存木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により関係書類を添えて変更申請します。

住 宅 の 所 在 地	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

*変更の内容により必要な書類を添付して下さい。

第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

桜井市長



既存木造住宅耐震改修事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した既存木造住宅耐震改修事業補助金を下記のとおり変更したので通知します。

住 宅 の 所 在 地	
変 更 前 の 補 助 金 交 付 額	円
変 更 後 の 補 助 金 交 付 額	円

年 月 日

（宛先）桜井市長

住所
氏名
電話番号
交付決定者

既存木造住宅耐震改修事業中間工程報告書

年 月 日付け 第号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修事業について、中間工程を報告します。

住宅の所在地	
住宅の用途	
住宅の規模	地上 階 床面積 m ²

【添付書類】

- ・耐震改修技術者による中間工程確認書（設計図書、写真等添付）

年 月 日

中間工程確認書

申請住宅に対する耐震改修工事の実施状況について、工事完了時では隠ぺいとなる部分は耐震改修設計内容のとおりであることを確認しましたので、別添資料※を添えて報告します。

建 築 士	氏名	_____
	住所	_____
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	_____
	登録番号	_____
建築士事務所	名称	_____
	所在地	_____
	一級建築士事務所、二級建築士事務所 又は木造建築士事務所の別	_____
	登録年月日及び登録番号	_____
住宅の所在地	_____	

※工事位置、箇所数、工法（筋交い、金物補強、腐朽部材の交換等）など、設計図書のとおり補強工事が行われていることを証する書類（写真等）を添付してください。

年 月 日

桜井市長様

住所
 氏名
 電話番号

既存木造住宅耐震改修事業完了報告書

年 月 日付け 第号で交付決定を受けた耐震改修事業が完了しましたので、桜井市既存木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて報告いたします。

住宅の所在地	
住宅の用途	
住宅の規模	地上 階 床面積 m ²
工事完了日	年 月 日
耐震改修工事金額	円

【添付書類】

- ① 耐震改修技術者による完了検査確認書(竣工設計図書、工事写真等添付)(第13号様式)
- ② 耐震改修工事の契約書の写し
- ③ 耐震改修工事精算書(最終の工事内訳書)
- ④ 耐震改修工事に要した支払い領収書の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

完了検査確認書

申請住宅に対する耐震改修工事の完了が耐震改修設計内容のとおりであることを確認しました。

建築士 氏名 _____
 住所 _____
 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 _____
 登録番号 _____

建築士事務所 名称 _____
 所在地 _____
 一級建築士事務所、二級建築士事務所
 又は木造建築士事務所の別 _____
 登録年月日及び登録番号 _____

住宅の所在地 _____

記

		X方向	Y方向	総合評点
改修前の構造評点	1F	.	.	
	2F	.	.	.
改修後の構造評点	1F	.	.	
	2F	.	.	.

第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

桜井市長



既存木造住宅耐震改修事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修事業補助金の交付額を次のとおり確定したので通知します。

住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 用 途	
住 宅 の 規 模	地上 階 床面積 m ²
補 助 金 確 定 額	円

年 月 日

（宛先）桜井市長

交付決定者 住所
氏名
電話番号

㊞

既存木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書

桜井市既存木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第15条の規定により既存木造住宅耐震改修事業補助金の交付を請求します。

補助金交付請求額	円
----------	---

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

第 16 号様式（第 17 条関係）

第 年 月 日 号

(住 所)
(氏 名) 様

桜井市長



既存木造住宅耐震改修事業補助金交付決定取消し通知書

年 月 日付け 第 号で決定した既存木造住宅耐震改修事業補助金の交付決定については、次の理由により決定を取消したので通知します。

住 宅 の 所 在 地	
住 宅 の 用 途	
住 宅 の 規 模	地上 階 床面積 m ²
取 消 し の 理 由	

第 年 月 日 号

(住 所)
(氏 名) 様

桜井市長



補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金の額を確定した桜井市既存木造住宅耐震改修事業補助金については、桜井市既存木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1. 返還金額 円
2. 返還期限 年 月 日